

<p>(関連分野) 農林水産業</p>
<p>(事業の名称) 農業分野における短期雇用創出事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省、農林水産省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託を受けた事業者は、地域の関係機関（都道府県、市町村、就農相談センター、JA、ハローワーク等）と協力し、短期労働力を必要とする農業法人等や、短期の就労を希望する離職者等に対して、求人情報の収集・提供を行い、短期就労希望者を雇用する。 ・委託を受けた事業者は、地域の関係機関と協力し、短期就労を希望する離職者や短期労働力を必要とする農業法人等に対し、就労のための研修や事業の普及・啓発等を行う。 ・委託を受けた事業者は、就労希望者を農業法人等に派遣し、産地や生産物の内容により、野菜や果樹の収穫・集出荷・加工など、農業分野において短期的に労働力が必要な業務のうち、離職者等の能力に応じて適切な作業において、就労者は生産活動に取り組む。 <p>(利用者の規模) 地域の求人の状況による。</p> <p>(利用料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の自由設計。ただし、原則として、雇用希望者、受入側の法人等からは紹介、情報提供等に対する利用料は無料とする。 <p>(委託費水準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村→事業実施団体→農業法人等での就労者 雇用者1人あたり7,540円×平日21日×6ヶ月≒95万円と仮定。 ※予算積算単価（アルバイト賃金（地方等））で計算 ・市町村→事業実施団体（情報収集・提供、紹介、相談会、短期研修の実施等） 緊急雇用創出事業交付金の要領に定める基準内で事業実行に必要な経費。 <p>(関係者の役割)</p>

・市町村：事業実施主体、または事業実施主体への委託

(委託先の選定・監督、地域の関係機関との連携体制の構築など)

・都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など。または直接事業の実施。
・国：新規就農に関する相談・助言、関連施策の紹介、関係機関等への協力要請など。

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)

(期待される効果)

定性的効果：

・農業生産に積極的に取り組む産地の育成、将来の農業の担い手の育成・確保（きっかけづくり）に資する。

(先行事例)

・大分県においては、地元企業における非正規労働者の雇用契約解除を受け、市がJAに協力を依頼し、JAでの雇用受入や、JAが離職者等に対して地域の雇用を希望する農家への紹介等を実施している。

(期間後の取扱い)

・平成24年度以降は、必要に応じ、農業法人等の独自の雇用に切り替える。ただし、地域の関係機関による情報提供、研修等の支援については継続的な実施も検討。

また、短期雇用終了後、継続的に就農を希望する者に対して関係機関による就農支援が必要。

(関係省庁担当者連絡先)

農林水産省経営局人材育成課 課長補佐 石橋 / 係長 魚住
電話番号：03-3501-1962 / ファックス：03-3593-2612